

辻小学校いじめ防止対策基本方針

平成29年4月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめはいつでも、どこでも、どの児童にも起こりえるものだからこそ、「いじめは絶対に許さない」「どの子どもも傷つけない」ことを念頭に組織として、いじめに毅然と立ち向かっていく事が大切である。

そこで、学校・家庭・地域が連携していじめ問題を解決していくために、国の「いじめ防止対策推進法」をもとに「辻小学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめとは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」第2条）

3 いじめの防止等に関する取組

いじめは、発生してからどのような対応をするかという前に、いじめを起こさせないための予防的取組が大切である。本校においては、教育活動全体を通して自尊感情や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、いじめの早期発見のための体制づくりや方策を講じるよう努める。

①いじめの未然防止のために

- 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 人権教育を推進し、日ごろからいじめを許さない学級づくり・集団づくりに努める。
- 児童の規範意識や自尊感情を育む道徳教育を充実させる。
- 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- 異学年集団活動などを通して、児童同士のつながりを深める機会を増やす。
- 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともにアンケートを実施し、実施後に教育相談を行い、児童に寄り添った相談体制を築く。
- 保護者や地域との連携を推進し、地域ぐるみでいじめを防止する。PTA総会や学校便り、学校HP等を活用した啓発を行う。

○心を豊かにする研修を実施する。(親子で共に学ぶ講演会等)

②いじめの早期発見のために

○いじめられている児童，いじめている児童が発することの多いサインを見逃さないようにする。

*学校での具体的なサイン

- ・急な体調不良 ・遅刻や早退の増加 ・授業開始前の机，いす，学用品等の乱れ
- ・学用品，教科書，体育着等の紛失 ・学用品の破損，落書き ・授業への遅参
- ・保健室への来室の増加 ・日頃交流のない児童との行動 ・突然のあだ名
- ・発言や行動に対する皮肉や失笑，笑いの頻発 ・児童からの執拗な質問や反芻
- ・図工や家庭科，書写等での衣服の過度な汚れ ・業間や休み時間の単独行動
- ・特定児童の発言へのどよめきや目配せ ・特定児童からの忌避・逃避

*家庭での具体的なサイン

- ・登校をしぶる ・転校の希望 ・感情の起伏の顕著化 ・家庭でのお金の紛失
- ・衣服の不必要な汚れ ・長時間の長電話や過度に丁寧な対応 ・隠し事の発覚
- ・体への傷やいたずらの痕跡 ・保護者来校の拒絶 ・過度なネットへの対応

*地域で見られる具体的なサイン

- ・登下校中に特定児童が，他の児童の荷物等を過度に持つ
- ・一人だけ離れて登下校している ・故意に遅れて登校している
- ・地域の公園や道路，空き地等に一人でポツンとしている
- ・コンビニや商店で，物品や飲料をおごらされている

○いじめと悩みに係るアンケートや個人懇談の実施

- ・「君のこと教えてシート」の実施（月に1回）
- ・児童との個人相談の実施（＝「ハートフルタイム」学期に1回）
- ・「学校のことについてのアンケート」（年2回）
- ・Q-Uアンケートの実施（年に2回）

○教職員間の情報交換

- ・職員会議や生徒指導部会での児童の情報交換
- ・放課後の児童の様子の情報交換

○教育相談体制の確立

- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・誰もが気軽に相談できる人間関係づくり

○保護者からの訴えに対する対応

- ・窓口の一本化
- ・教職員間での情報の共有

4 いじめに対する措置

○早期対応と組織的対応

- ・「単なるけんかだろう」「悪ふざけだろう」「しばらく様子を見よう」は、厳禁！
- ・いじめとみられる行為を認めたときは、当該教職員が管理職、関係教職員に報告する。
- ・いじめを受けている児童の安全確保を最優先とした措置をとる。
- ・当該職員は、「いじめ発見報告書」を作成し、「いじめ防止対策委員会」に提出する。
- ・校長は、「いじめ防止対策委員会」を招集し、報告書の内容を確認し、今後の方針を決定する。
- ・校長は、教育委員会に報告し、必要な場合は、関係機関に相談依頼をする。

○指導及び支援を行う際の留意点

いじめられた児童及びその保護者に対して

- ・児童に寄り添い、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で継続的に支援する。
- ・児童の話をじっくり聞き、心のケアを図る。
- ・必要に応じて、別室での授業を行うなど、児童の安心安全の確保に努める。

いじめた児童及びその保護者に対して

- ・いじめは決して許されることではないという毅然とした態度で指導を行う。
- ・いじめの事実を確認し、その背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気づかせ、今後の生き方を考えさせる。
- ・事実が確認できたら、保護者には丁寧に事実関係の説明をする。
- ・今後の生き方について共に考える。
- ・家庭内でのコミュニケーションを大切にし、親子で何でも話し合える関係が築けるように支援する。

いじめが起きた集団に対して

- ・いじめた児童、いじめられた児童の他に、おもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしめない児童に対して、自分たちでいじめ問題を解決しようとする態度の育成をめざす。
- ・いじめを自分のこととして捉え、勇気を持って「いじめはダメだ」と言える児童を育成する。

・自己有用感が味わえ、望ましい人間関係が構築できる集団づくりに努める。

5 重大事態への対処

いじめの事案が次の状況にあるときは、重大事態として直ちに教育委員会に報告すると共に指導・助言を受けて、問題解決にあたる。

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○児童が相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

6 保護者や地域との連携

- ・いじめ防止基本方針を学校 HP 等で公開することで、地域住民も巻き込んで地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- ・PTA の各種会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、指導方針の説明や情報提供のお願いなどの協力を呼びかける。
- ・日頃から家庭訪問、電話、学級通信等で保護者との連絡を密にし、気軽に相談したり情報を提供してくれる雰囲気作りに努める。

7 組織づくり

名称 辻小いじめ防止対策委員会

構成 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・人権教育主事・該当学年担任
養護教諭

(PTA会長・学校評議員・スクールカウンセラー*必要に応じて)

時期 原則として学期に1回

- 活動
- ①定期的な実態調査と把握
 - ②情報交換
 - ③校内体制等の見直しと改善策の検討
 - ④事案についての協議、方針、実行
 - ⑤保護者、関係機関への対応

9 いじめ対応マニュアル

